

新専門医制度における施設認定基準（案）

①現専門医制度と新専門医制度における基幹施設認定基準 重要点

	現専門医制度 －基幹施設－	新専門医制度(案) －専門研修基幹施設－
指導体制	以下の者が常勤していること 日本呼吸器外科学会指導医又は 日本胸部外科学会指導医又は 呼吸器外科専門医更新歴を有し、 加えて日本呼吸器外科学会評議員である者	以下の者が常勤していること 専門研修カリキュラム統括責任者1名と 専門研修指導医が1名以上いること 専門研修カリキュラム統括責任者 呼吸器外科専門医更新歴2回以上かつ 日本呼吸器外科学会評議員となる資格を有する医師 専門研修指導医 呼吸器外科専門医更新歴1回以上の医師
手術実績	呼吸器外科手術を直近3年平均して 75例／年以上有すること	呼吸器外科手術を直近3年平均して 150例／年以上有すること*
専門研修実績		申請時より過去3年間に1名以上の呼吸器外科専門医を 養成した実績があること* (ただし、当該施設単独ではなく当該の呼吸器外科専門医取 得者が研修を受けた実績があれば、これを可とする)

* 専門研修基幹施設に該当する施設がない県においては、専門研修の便宜などを考慮し、特例を認めることがある。

関連施設の認定基準に大きな変更はありません。
新専門医制度における施設認定基準(案)の詳細は次頁、次々頁をご参照ください。

新専門医制度における施設認定基準（案）

②「呼吸器外科専門研修カリキュラム整備基準(案)」より抜粋

用語の定義

呼吸器外科専門研修カリキュラム統括責任者

呼吸器外科専門医更新歴 2 回以上かつ日本呼吸器外科学会評議員となる資格を有する医師。呼吸器外科専門研修基幹施設に常勤していること。

呼吸器外科専門研修指導医

呼吸器外科専門医更新歴 1 回以上の医師。

呼吸器外科専門研修統括施設

研修施設群の中で施設群全体の研修および専攻医について把握して管理する施設。施設群の中で 1 つの基幹施設（複数の研修指導医を有することが必要）がこの役割を果たす。単独施設の場合にはその基幹施設（複数の研修指導医を有することが必要）が研修統括施設となる。資格ではなく施設の役割。連携施設は研修統括施設にはなれない。

【以下、「呼吸器外科」は省略して記載する】

「呼吸器外科専門研修カリキュラム整備基準（案）」では、
専門研修基幹施設と専門研修連携施設からなる施設群で策定しています。

専門研修基幹施設

- ・専門研修基幹施設は、初期臨床研修の基幹型臨床研修病院の指定基準を満たす教育病院の水準を保証すること
- ・施設機能：集中治療室など急性期重症患者の治療設備を備えていること、医療安全管理部、倫理委員会、感染対策委員会などの研修管理システムおよび専攻医研修のための設備などを有すること
- ・専門研修基幹施設が中心となり、各専門研修施設が研修のどの領域を担当するかをカリキュラムに明示すること
- ・指導体制：常勤の専門研修カリキュラム統括責任者 1 名と専門研修指導医が 1 名以上いること。
- ・手術実績：呼吸器外科手術を直近 3 年平均して 150 例／年以上有すること。
肺葉切除・区域切除の手術数が直近 3 年平均して 10 例／年以上あることとする。
- ・専門研修実績：申請時より過去 3 年間に 1 名以上の呼吸器外科専門医を養成した実績があること。
（ただし、当該施設単独ではなく当該の呼吸器外科専門医取得者が研修を受けた実績があれば、これを可とする）
- ・CPC や合同カンファレンスが定期的開催されている。
- ・医療安全、医療倫理、感染対策などの教育講演が定期的開催されている。ただし、専門研修単位の対象とするためには、日本専門医機構の承認が必要である。
- ・National Clinical Database(NCD)の登録認定施設である。

専門研修連携施設

- ・専門研修基幹施設のみでは研修が不足する部分を補いつつ、効率的な専門研修カリキュラムを構成するために下記の条件を満たす施設を専門研修連携施設とする。
- ・専門研修連携施設担当者がいること。
- ・指導体制：専門研修指導医がいること。ただし、常勤の外科専門医がいて専門研修基幹施設より専門研修指導医の応援が得られる場合はこれを可とする。
- ・施設機能：集中治療室など急性期重症患者の治療設備を備えていること。医療安全管理部、倫理委員会、感染対策委員会などの研修管理システムおよび専攻医研修のための設備などを有すること。
- ・手術実績：呼吸器外科手術が直近 3 年間平均して 25 例／年以上あること。
- ・National Clinical Database(NCD)の登録認定施設である。

専門研修施設群の構成要件

- ・ 外科専門研修プログラムを提案できる施設および施設群に所属し、専攻医の専門医資格取得までを支援する施設群。
- ・ 専門研修基幹施設であり単独で、あるいは専門研修基幹施設を中心に専門研修連携施設と群を形成して、直近 3 年間で年間平均 150 例の呼吸器外科手術実績を有する施設あるいは施設群であること。
- ・ 呼吸器外科専門医取得のための専門研修カリキュラムを実行できること。
- ・ 専門研修実績：呼吸器外科専門医取得者が研修を受けた実績があること。
- ・ 研修管理体制が確立していること。
- ・ 施設群の中で専門研修統括施設を定めること。

専門研修施設群の地理的範囲

専門研修施設群は地域性のバランス、当該医療圏における地域医療に配慮しつつ研修が適切に実施できるよう、専攻医の専門研修カリキュラム、ローテーションを策定する。なお、専攻医は異なる都道府県の施設で研修を受けることは可能である。

専攻医受入数についての基準

専門研修指導医数と症例数、施設の規模、地域性などを考慮し専門研修カリキュラムに受入可能な専攻医数を明記する。ただし専攻医 1 人当たり呼吸器疾患の年間 National Clinical Database(NCD) 登録数は 150 例以上を目安とする。